

けやきっ子

四日市市立羽津北小学校
令和6年4月12日号



学校 H.P. <http://yokkaichi.ed.jp/~hazukita/cms2/htdocs/>



☆令和6年度がスタート

4月8日（月）に令和6年度の着任式と始業式を行いました。今年度4月より8名の新しい教職員が着任し、育児休暇の1名が復帰いたしました。学校教育目標「自ら学び、共に生きる子どもの育成」の達成に向けて、全職員で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

式の間、子どもたちはまっすぐなまなざしで、姿勢を崩すことなく、しっかりと話を聞こうとしていました。子どもたちからは進級して「がんばろう」とする意気込みが感じられました。始業式では「アイ・ドール」をキーワードに次の3つについて話しました。

① 「あいさつをする」

朝、「おはようございます」と元気に挨拶する子どもたちです。コミュニケーションのきっかけともなるあいさつ、そのよい習慣をこれからも続け、あいさつできる子になってほしいと思います。

② 「と（ど）もだちとかかわる」

同じ学年の友だち、いっしょに登校する異学年の友だちなど、学校には様々な友だちがいます。考えや感じ方などにちがいもあるでしょう。互いに思いを伝え合うことで、自分とは違う考え方に触れることができます。自分の考えを広げることにもなります。仲の良い子だけでなく、様々な友だちとの活動、協力することを通して学びあってほしいと思います。まずは自分の近くにいる友だちに自分から声をかけてみましょう。



③ 「ルールを守る」

たくさんの方がすごす学校生活です。みんなが安全に気持ちよく過ごすためにもルールが必要となります。1年生から6年生まで537名の子が学習したり生活したりします。決められたルールをみんなで作るようにならねばなりません。





☆78 人の 1 年生が入学しました

入学式を行いました。保護者の方々に見守られ、にこにこ嬉しそうに入場した 1 年生。少々緊張しながらも子どもたちは、式辞の言葉に「はい！」と元気に返事をしてくれました。これから 2 年生から 6 年生のお兄さんやお姉さんといっしょに、楽しく学校生活を送ってほしいと思います。



教職員の働き方について

教育現場も働き方改革が叫ばれています。四日市市においても下記の法令により教職員の時間外勤務に対して適切な管理を求められています。令和 2 年 4 月 1 日に施行された「四日市市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」により、教職員の時間外労働時間は月 45 時間、年 360 時間を上限とすると定められています。また、労働基準法第 34 条では、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないことになっています。

我々教職員がこれらの法令を遵守することで、時間と心に余裕をもって子どもたちと関わり、質の高い教育の提供につなげていきたいと思えます。下記 2 点についてご理解とご協力をお願いします。

- ① 8 時に登校する子どもたちの安全を確保するために、昨年度より本校職員の出退勤の時刻を下記の通り 2 通りの設定としています。

A 勤務・・・出勤時刻 7：55・退勤時刻 16：25

B 勤務・・・出勤時刻 8：25・退勤時刻 16：55

- ② 本校職員の休憩時間は下記の通りです。

A 勤務・・・15：35～16：20

B 勤務・・・16：05～16：50

この時間内には電話などのお取り次ぎができないことがあります。

※いずれも緊急時を除きます。

※学校の電話は夜間《16：55（水曜日は 17：00）～7：55》はメッセージ対応となっています。ご理解とご協力をよろしく願います。